

## 企業団議会における議員定数等のあり方に係る経緯について

### 首長会議等での議員定数等の協議経過

#### 【企業団設立時（平成 23 年）】

- ▶ 議員定数は当時の法定上限である 30 名で開始

#### 【平成 27 年 7 月】

- ▶ 平成 29 年度の 3 市町村統合に際し、議員定数を 30 名から 33 名とすること等を内容とする規約改正案を首長会議で審議。その際に、複数の首長から異論。
- 議会の定数増は、市民・世論として受け入れられるものではない
- (企業団) 議会の方もダウンサイ징していただくよう
- 抜本的な議員定数のあり方を検討いただきたい

企業長：ダウンサイ징の議論が大事。効率的な議会システムということを議会と議論したい。当面はプラス 3 名（定数 33 名）でいきたい。

#### 【平成 28 年 3 月】

- ▶ 3 団体統合に係る規約変更案（議員定数を 33 議席に変更）が構成団体の議会で可決

#### 【平成 29 年 1 月】

- ▶ 議員定数に関する首長打合せにて、平成 31 年度の 7 団体（泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町、岬町）統合を機とした議員定数のダウンサイ징案について協議

#### 【平成 29 年 4 月】

- ▶ 首長会議で 7 団体統合時の議員定数を 30 名とする案を承認。

#### 【平成 30 年 8 月】

- ▶ 平成 29 年 4 月に首長会議で決定した定数を 33 名から 30 名に変更する案について、構成団体の議会のすべてから同意を得られなかつたため、定数は 33 名から変更せず、議席配分を統合団体に一定配慮したものとする案を提案（当時の定数 33 名を変更しないで割振りを変更）。
- ▶ その際、「今後、水道事業統合団体が増加しても、定数は増やさず、同様の考え方で配分する」という考え方を資料でお示したことに対して、複数の首長から今後さらに統合団体が増加することを見込んで、適切な企業団議会のあり方については、引き続き議論する必要があるとの意見があり、同記載を削除の上、承認された。

### 議員定数の協議再開に関する首長間の共通認識

#### 【首長会議（H30.8.17）での前企業長の発言（要旨）】

- 首長側の統合のたびに数が増えてどうするのかという意見と、議会を中心とした統合団体に議席をいう 2 つの相反する内容について、いわば折衷案として 33 という定数を当分の間の案として整理。
- 将来、統合団体の増加により料金値上げの時期が重なり料金値上げを提案するすべての団体に議席を割り振ることができない場合には整理していくなければならない。
- 構成団体ではない大阪市が当企業団に参画すれば、相応の定数配分が必要になる。
- 統合団体の大幅な増加や会計統合などの検討が進むことも考えられる。
- そうした事情の変化があった際には、協議を再開して検討を続けていくことしたい。

### 企業団議会における議員定数等調査委員会での検討について

#### 【令和 2 年 9 月～】

- ▶ 企業団議会では、令和 2 年度に議員定数等調査委員会を設置し、構成団体すべての議会の意思が企業団に反映されるための議員定数について、協議が再開された。
- ▶ 同委員会の設置にあたり、企業団議会議長から「企業団を構成する全市町村議会の理解を得た案を取りまとめた際には、企業団議会の意思を尊重し、当該案をもって規約改正案とし、首長会議に提案する」よう、企業長並びに構成団体首長に対して要請があった。
- ▶ 以来、令和 4 年度までの 3 年間にわたり協議を重ねてこられ、大多数の議会において「一団体一議席以上」に賛同する状況となった。

#### 【令和 5 年 3 月】

- ▶ これらの結果から、企業長並びに構成団体各市町村長に対して、議会側の大多数の意思を踏まえ議員定数のあり方についてあらためて検討を開始することを求める文書（令和 5 年 3 月 20 日付）が、企業団議会議長から発出された。



#### 【令和 5 年 10 月】

- ▶ 企業団議会から「議員定数に関する検討」を求める旨の要請があったことを受け、左記の「議員定数の協議再開に関する首長間の共通認識」に照らし合わせると、協議を再開するような大きな事情の変化がないことから、議論を再開する状況にはないと考え方を構成団体の首長にお示しし、意向確認を実施

#### 【令和 6 年 5 月】

- ▶ 首長会議において、議員定数、議席配分方法に関する発言があり、事務局にて課題整理を実施。
- 首長会議における発言要旨
  - ・東大阪市長の発言  
議員定数の増減については規約事項であり議決が必要となるが、議席配分については、首長が判断して決定することができる。今後の統合を促進する、また既に統合された団体との円滑な関係を構築するためにも統合団体には、少なくとも 1 議席配分するということを首長会議では決定すべき。
  - ・永藤企業長の発言  
新たな視点での提案を頂いたと認識している。一度、頂いた意見も含めて、事務局に整理させる。

### 統合団体の状況

- ▶ 現在までに下記のとおり、水道事業の統合を進め、19 団体の水道事業を企業団が継承
  - ・平成 29 年 4 月：四條畷市、太子町、千早赤阪村
  - ・平成 31 年 4 月：泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町
  - ・令和 3 年 4 月：藤井寺市、大阪狭山市、熊取町、河南町
  - ・令和 6 年 4 月：能勢町
  - ・令和 7 年 4 月：岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市
- ▶ 令和 9 年度に 4 団体（箕面市、門真市、羽曳野市、泉大津市）との統合に向けて協議中